

民事訴訟法

第1 設問1

1 裁判所は、本訴についてどのような判決を下すべきか。

(1) 本訴は、債務不存在確認の訴えであるから、本案判決の前提と

(2) して、確認

の訴えの利益が必要となる。

ア そして、確認の訴えは、訴えの対象が無限定となるおそれがあるから、真に紛争解決のために必要な対象を限定する必要がある。

そこで、確認の訴えの利益が認められるためには、①対象選択の適切性、②即時確定の利益、③方法選択の適切性が認められる必要があるものと解する。

イ これを本件についてみるに、対象選択の適切性は、原則として自己の、現在の、権利法律関係の積極的確認請求について認められる。そして、Xの本訴は、消極的確認請求であるものの、紛争解決のための必要性があることから、例外的に対象選択の適切性が認められる(①)。

また、Yの人的損害について、X、Yの主張はくいちがっているから、Xにとって不安が存在しており即時確定の利益も認められる(②)。

しかし、Yが給付の訴えとして反訴を提起したことにより、Xの本訴は反訴よりも紛争解決の実効性が弱いものとなり、方法選択の適切性を欠く(③)。

ウ したがって、確認の訴えの利益は認められない。

(3) 以上より、訴訟要件である訴えの利益が認められないこととなるから、裁判所は、本訴について却下判決を下すべきである(140条参照)。判例も同様に判断している。

2 本訴判決の既判力について

(1) 本訴は却下判決となるどころ、訴訟判決である却下判決には「主文」はなく(114条1項)、既判力は生じないとも思える。では、訴訟判決には規範力は一切生じないか。

ア この点について、既判力の趣旨は紛争の蒸し返し防止にあり、その正当化根拠は、手続保障充足に基づく自己責任にある。そして、訴訟判決であっても同一の訴訟要件について後訴で問題となりうるから蒸し返しを防止する必要はあるし、対象となった訴訟要件については主張する機会が与えられていたのであるから、手続保障は充足されたといえる。

そこで、訴訟判決の場合、却下判決の原因となった訴訟要件欠缺の判断について既判力が生ずるものと解する。

イ よって、確認の利益を書くという判断について既判力が生ずる。

第2 設問2

- 1 Yとしては、前訴判決の既判力は後訴には及ばないとして、後訴を一部請求後の残部請求として構成することが考えられる。
- 2 (1) では、前訴判決の既判力はいかなる範囲で生ずるか。既判力の客観的範囲が問題となる。
 - ア この点について、既判力の正当化根拠は、手続保障充足に基づく自己責任にある。そして、訴訟の主題である訴訟物には手続保障は及んでいるといえる。
そこで、審理の柔軟化の観点をも加味して、既判力は、訴訟物たる権利法律関係についての判断にのみ生ずるものと解する。
 - イ これを本件についてみるに、前訴の訴訟物は、本件事故によるYのXに対する損害賠償請求権のうち、前訴の口頭弁論終結時までの損害分であると考えられる。
とすれば、それ以降に生じた後遺症等の損害については前訴の訴訟物には含まれず、前訴の確定判決の既判力は及ばない。よって、かかる部分については残部請求が可能である。判例も同様に考えている。
- (2) したがって、Yは、上述のような主張をすべきである。

以上